

第 4 期千葉県における健康福祉の取組と医療費の見直しに関する計画 (医療費適正化計画) の策定について

1 概要

国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国は医療費適正化基本方針を策定しています。都道府県は、この医療費適正化基本方針に即して、医療費適正化計画を定めることとされています。

○根拠法：高齢者の医療の確保に関する法律

○計画期間：6年（第4期：令和6～11年度）

2 第4期計画について

現在、国の社会保障審議会医療部会において、第4期計画の見直しに関する議論が行われているところです。今後、国から示される医療費適正化基本方針に基づき、本県の計画を策定する予定です。

3 医療費適正化基本方針の見直しについて

国の社会保障審議会医療部会における主な議論は以下のとおりであり、これらの項目について基本方針の見直しが行われる見込みです。

(1) 新たな目標の設定

- ア 複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供
 - ・医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供
 - ・高齢者の心身機能の低下に起因した疾病予防・介護予防
- イ 医療資源の効果的・効率的な活用
 - ・効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療
 - ・医療資源の投入量に地域差がある医療（国において有識者による検討体制を発足）

(2) 既存目標に係る効果的な取組

- ア 健康の保持の推進
 - ・特定健診・保健指導の見直し（アウトカム評価の導入、ICTの活用等）
- イ 医療の効率的な提供
 - ・重複投薬・多剤投与の適正化（電子処方箋の活用等）

- ・後発医薬品の使用促進（個別勧奨、フォーミュラリ策定等による更なる取組推進や、バイオ後発品の目標設定等）

(3) 実効性向上のための体制構築

- ア 保険者・医療関係者との方向性の共有・連携（保険者協議会の必置化、医療関係者の参画促進等）
- イ 都道府県の責務や取り得る措置の明確化

4 策定方針

(1) 本県の一人当たり医療費は全国と比較すると低い水準ながら、伸び率が全国平均を上回る状況にあることに留意し、国の基本方針に即した取組を推進します。

(2) 第4期計画においても、

- ・「健康ちば21」「千葉県保健医療計画」をはじめとする各計画の具体的推進や、健康づくり・医療・福祉の分野横断的取組を進めることを第一とし、その結果として医療費の適正化を図る。
 - ・関係する各計画と重複する事項等について必要最小限の記載に留め、その施策の推進に当たっては、それぞれの計画に委ねる。
- との現行計画の方針を踏襲します。

5 スケジュール

県医療審議会や保険者協議会の意見を伺うとともに、県の各種計画の改定とも整合を図りながら、計画の見直しを進めてまいります。

令和5年 6月	医療審議会総会	策定方針説明
	保険者協議会	策定方針説明
7月～10月	素案作成	
10月	保険者協議会	素案説明
令和6年 1月	医療審議会総会	試案説明
2月	市町村、保険者協議会、関係団体等へ意見照会 パブリックコメント	
3月	医療審議会総会	計画案説明、決定